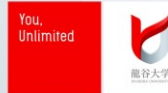


SPODフォーラム2018

教職課程事務担当者の基礎力講座 —教職課程事務の学び方と知識の活用方法—

2018年8月30日
龍谷大学 小野 勝士



1. 自己紹介 —著書—



1. 自己紹介 —経歴—



2001年3月 関西学院大学大学院 法学研究科 民刑事法学専攻
博士課程前期課程 修了 修士(法学)

2001年4月 龍谷大学 入職

2001～2004年度 教学部<4年>

2005～2008年度 財務部経理課<4年>

2009～2015年度 文学部教務課<7年>

2016年度～ 世界仏教文化研究センター事務局／研究部(兼務)

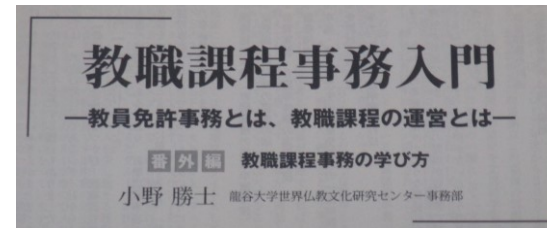
<3年目>

2017年11月8日～2018年3月31日 文学部教務課(兼務)

1. 自己紹介 —専門誌での連載—



『SYNAPSE』(ジアース教育新社／ジダイ社)(2016. 2～)
「教職課程事務入門」



グループ内の方と自己紹介してください

☆本講習の到達目標

- 教職課程事務の学び方を理解し、他者に学び方を指導することができる。
- 中教審答申における教員養成政策の方向性を理解し、他者に説明することができる。
- 法令改正時の情報収集方法を身につけることができる。

★教職課程事務担当専任職員の役割とは

- (1)事務業務の運営者(実務を担当しつつ教職課程に関わる事務業務全体をマネジメントする)
- (2)教員養成政策を意識した教職課程の改善・新規提案の担い手。

2. 教職課程事務の学び方 ー教職課程事務の分類

1. 課程認定申請(教職課程の認可申請業務)
2. 変更届(認可後の変更の届出)
3. 教育実習・介護等体験の実習事務
4. 履修指導
5. 卒業・修了年次生の教員免許状の一括申請
6. 免許状更新講習
7. 学力に関する証明書の作成

2. 教職課程事務の学び方 ー教職課程事務の全体像

1. 教職課程の設置の流れを知る。
2. 設置後の教育課程・教員の変更手続きを知る。
3. 教員免許状が必要な学校・施設・教員を知る。
4. 教員免許状の種類・取得方法を知る。
5. 履修指導や履修登録にあたっての注意点を知る。
6. 卒業・修了年次生の教員免許状の一括申請手続きでの作業の意味を知る。
7. 教員免許状の有効期限の考え方や更新手続きを知る。
8. 過去からの免許法改正の歴史の大まかな変遷を知る。

1. 関係法令等に関する知識が必要

- 教育職員免許法 <修得単位関係>
 - 教育職員免許法施行規則 <修得単位関係>
 - 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律 <修得単位関係>
 - 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則 <修得単位関係>
 - 教職課程認定基準 <教職課程の開設関係>
 - 課程認定審査の確認事項 <教職課程の開設関係>
 - 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準
<教職課程の開設関係>
 - 解釈事例 <修得単位関係・教職課程の開設関係>
 - 通知・通達文 <修得単位関係・教職課程の開設関係>
- ⇒異動のスパンが短い中での習熟が難しい。

平成29年度教職課程認定大学等実地視察について まとめ より抜粋

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1399205.htm

○ 平成22年度から「教職実践演習」が導入され、また、教員免許状を取得しようとする者に対する教職指導の努力義務が定められたことにより、今後はより一層、**教職を志す学生が体系的・計画的に教職課程を履修することができるような配慮**が求められている。

また、そのために、**教職課程の運営や教職指導を、全学的に責任を持って行う体制の構築や、教員養成を目的とする学科等の有する資源・機能の全学的活用に向けた取組が不可欠**である。

○ 実地視察への準備を通じて、教員養成の現状、カリキュラム・各科目の現状等について評価・分析をし、十分実施できている点、課題・改善点及び今後の検討課題の洗い出しを行うなど、**自大学の教員養成の在り方の自己検証・改善方策の検討の契機**とした大学等もある。

2. 学内に聞ける人が少ない、もしくはいない

3. 複数の部局or担当者で事務を分掌している

- ①課程認定申請
- ②変更届
- ③教育実習・介護等体験の実習事務
- ④履修指導
- ⑤卒業・修了年次生の教員免許状の一括申請
- ⑥免許状更新講習
- ⑦学力に関する証明書の作成

⇒所掌事務の範囲での法令等や解釈事例の理解があったとしても、トータルとして教員免許事務全体の法令解釈等について理解している人はいるのか？

4. 適切なテキストがない

○ 一方、教職課程に係る各種改革が進められている中で、**実地視察対象大学等のみならず、全ての課程認定大学等が、自ら、法令や教職課程認定基準に照らしながら教職課程を適切に運営することは、教員養成を担う大学等の当然の責務であり、社会に対する最低限の約束であること**を、全ての課程認定大学等が十分に認識することが必要である。

○ 各課程認定大学等においては、学長及び各学部長はもとより、教職課程に関係する担当教員・担当職員全員が、主体的に、本実地視察報告書の指摘内容を理解した上で、**教育職員免許法その他の関係法令や各種答申で提言されている内容を再度確認し、教職課程の改善を不断に行うことにより、教職課程の質的水準の維持と向上を図っていくことを期待する。**

2. 教職課程事務の学び方 一教職課程のあるべき姿とは一

教職課程認定大学等実地視察報告書でポイントとなる事項を学ぶ



文部科学省

認定大学等実地視察について

本報告は認定大学等実地視察は、教職課程認定大学等実地視察報告書(平成19年1月1日教員養成部告示第20号)及び教員養成部告示第20号(平成19年1月1日教員養成部告示第20号)に基づき、委員の免許状更新の所要書類を提出した大学の課程に実地視察が行われ、認定を受けた大学等について、認定の経緯が公表される。その向上に努めることなどを確認することを目的としています。

- 認定大学等実地視察は認定大学等実地視察について
- 認定大学等実地視察は認定大学等実地視察について
- 認定大学等実地視察は認定大学等実地視察について
- 認定大学等実地視察は認定大学等実地視察について
- 認定大学等実地視察は認定大学等実地視察について
- 認定大学等実地視察は認定大学等実地視察について
- 認定大学等実地視察は認定大学等実地視察について
- 認定大学等実地視察は認定大学等実地視察について
- 認定大学等実地視察は認定大学等実地視察について
- 認定大学等実地視察は認定大学等実地視察について

(1)等中等教育教員免許更新

文部科学省ホームページへ戻る

ページの先頭に戻る

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 13

2. 教職課程事務の学び方 (1) 書籍



- 第1部 変更届**
- (1)教育課程の変更届
 - (2)届出の原則
 - (3)変更事由ごとの対応
 - (4)届出に必要な書類の作成
 - (5)教員組織
 - (6)各様式別解説
- 第2部 再課程認定申請**
- (1)再課程認定申請とは
 - (2)教職課程認定基準・課程認定審査の確認事項
 - (3)教科に関する専門的事項・領域に関する専門的事項
 - (4)教育の基礎的理解に関する科目等について
 - (5)大学が独自に設定する科目
 - (6)複合科目
 - (7)教職課程コアカリキュラム・外国語コアカリキュラム
 - (8)教員審査
 - (9)提出書類、提出の省略

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 15

2. 教職課程事務の学び方 (1) 書籍



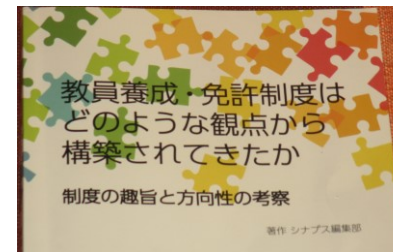
- 第1章 教職課程の設置とは
- 第2章 免許状が必要な学校・施設
- 第3章 免許状の種類
- 第4章 免許状が必要な教育職員・取得方法
- 第5章 相当免許主義
- 第6章 教員免許更新制
- 第7章 別表第1の読み方
- 第8章 履修登録
- 第9章 履修指導
- 第10章 免許状の一括申請
- 第11章 主な審議会答申と法令改正

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 14

2. 教職課程事務の学び方 (1) 書籍



教員養成・免許制度はどのような観点から構築されてきたか



© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 16

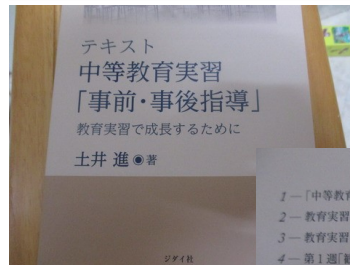
2. 教職課程事務の学び方 (1) 書籍



- 第1部 教職課程担当業務の指針
 第2部 Q&A形式で学ぶ教職課程担当業務
 (1) 入門(基礎的知識)
 (2) 免許法施行規則第66条の6に定める科目
 (3) 教科に関する科目
 (4) 教職に関する科目—教育実習を除く
 (5) 教職に関する科目—教育実習
 (6) 介護等体験
 (7) 学力に関する証明書
 (8) 課程認定申請
 (9) 変更届
 (10) 履修
 (11) その他
 第3部 教職課程担当業務のための資料
 用語集／教員養成年表(主な審議会答申と法令改正)／教職課程担当業務におけるミスの事例／法令の読み方／履修要項のチェックポイント 等

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 17

2. 教職課程事務の学び方 (1) 書籍



- 7—「中等教育実習」を受ける前の準備
 2—教育実習生としての基本姿勢・心構え
 3—教育実習のスタート
 4—第1週「観察実習」の学びと学校経営・学級経営
 5—第2週「参加実習」の学びと生徒指導
 6—第3週「授業実習」の学びと授業の振り返り
 7—道徳・総合的な学習の時間・特別活動の学習指導案づくり
 8—「研究授業」と授業研究会、実習最終日のあいさつ
 9—教育実習事後指導—教育実習で何を学んだか—

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 19

2. 教職課程事務の学び方 (1) 書籍



© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 18

2. 教職課程事務の学び方 (1) 書籍



- 第1章 教師の資質と教育実習の役割
 第2章 介護等体験について
 第3章 教育実習ガイダンス
 1. 実習前にやっておくこと
 2. 実習中の心構え
 3. 実習後
 第4章 教育実習の実際
 1. 観察実習(授業参観)のポイント
 2. 教育実習における授業設計
 3. 学習指導の実際
 4. ちょっとしたまめ知識

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 20

2. 教職課程事務の学び方 (1) 書籍



- I 特別支援学校における介護等体験
- II 特別支援学校の教育
- III 障害のある子どもとの関わり方と介護等体験
- IV 介護等体験を行うときの注意
 - 介護等体験にあたって
 - 教育実習との違い
 - 人権への配慮
 - 服装、身だしなみ、言葉づかい
 - いくつかのマナー
 - 保険、経費
 - 証明書の保管
- V 介護等体験『Q&A』
- IV 参考資料

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 21

2. 教職課程事務の学び方 (1) 書籍



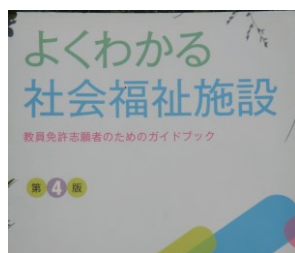
- 第1部 ルールとマナー
 - 1 2日間の学校生活における注意事項・スケジュール
 - 2 介護等体験の主なもの
 - 3 学校組織と職務分掌
 - 4 行けないときの対応
 - 5 服装
 - 6 言葉づかい
 - 7 持ち物
 - 8 個人情報の保護
 - 9 人権への配慮
 - 10 メディア機器(携帯電話等)について
 - 11 プール指導
- 第2部 そもそも論
 - 1 介護等体験の準備と事前学習
 - 2 障害について
 - 3 絶対やってはいけないこと 他

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 22

2. 教職課程事務の学び方 (1) 書籍



社会福祉法人全国社会福祉協議会



- I 社会福祉施設ってどんなところ？
 - 1 高齢者にかかわる施設
 - 2 児童福祉・障害児にかかわる施設
 - 3 障害者(身体、知的、精神障害者)にかかわる施設
 - 4 生活保護にかかわる施設
- II 介護等体験にあたってのQ&A
- III 資料

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 23

2. 教職課程事務の学び方 (1) 書籍



執筆協力
文部科学省教職員課教員免許企画室
都道府県教育委員会 教員免許管理システム運営管理協議会

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 24

2. 教職課程事務の学び方 (1) 書籍

概説 教職課程コアカリキュラム



2. 教職課程事務の学び方 (1) 書籍

教員免許ハンドブック



2. 教職課程事務の学び方 (2) ウェブサイト

教育

教員の免許、採用、人事、研修等

教員免許更新制

教員免許

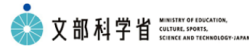
- 教員免許制度の概要
- 教員免許状に関するQ&A
- 教員免許状を取得可能な大学等
- 大学で教員免許課程を履修するには
- 教員資格認定試験

特にこれらのサイトが参考になります。

2. 教職課程事務の学び方 (2) ウェブサイト

- 教員免許更新制
- お知らせ
- 教員免許更新制とは? - 解説とQ&A -
- ケース別手続きの流れ
- 終了確認期限をチェック
- 免許状更新講習の修習方法
- 講習開設情報
- 参考資料集
- 現職教員の方々へ
- 都道府県教育委員会の方々へ
- 免許状更新講習を開設予定の方々へ
- 国公私立の学校を設置・管理する方々、学校長・園長の方々へ
- 現在教員として勤務していない教員免許状所持者の方々へ
- 教職を目指す方々へ
- 教員免許更新制の流れ

2. 教職課程事務の学び方 (2) ウェブサイト



意見・報道・お知らせ	政策・審議会	白書・統計
------------	--------	-------

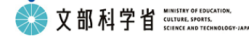
トップ > 教育 > 教員の免許、採用、人事、研修等 > 大学で教員免許課程を設けるには？

● 大学で教員免許課程を設けるには？

- 平成20年度教職課程認定申請に関する事務担当者説明会について
- 教職課程認定申請の手引き及び提出書類の様式等について
- 教職課程再課程認定申請の手引き及び提出書類の様式等について
- 変更届等の届出書類及び提出書類の様式等について
- 課程認定大学等実地視察について
- 審査基準等について
- 学力に関する証明書の様式の作成例

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 29

2. 教職課程事務の学び方 (2) ウェブサイト



意見・報道・お知らせ	政策・審議会	白書・統計・出版物
------------	--------	-----------

トップ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 中央教育審議会 > 初等中等教育分科会 > 教員養成部会

● 教員養成部会

- 報告等
- 開催案内
- 最新の議事要旨・議事録・配付資料
- 名簿

報告等

- 平成27年07月16日
これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(中間まとめ)
- 平成26年11月06日
これからの学校教育を担う教員の在り方について(報告)

開催案内

- 平成29年11月20日
教員養成部会(第8回)の開催について
【開催日時:平成28年12月4日(月曜日)10時00分～12時00分】

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 30

2. 教職課程事務の学び方 (3) ネットワーク



小野 勝士
2月28日

【お尋ね：経過措置の周知について】
在学生および来年度の新入生に対して現行法での履修上の注意を喚起しなければなりません。ただ、こういう場合はこうなることを示すと思いこみによって現行法が適用されると判断されたりしうるので、次のようにほわっとした感じで周知し、対象者はそれほど多くないと思いますので、個別に事情を聞きとってどのような関係になるか判断すべきではないかと思っております。大学関係の皆さんのところではどのように対応する予定でしょうか？

周知案
教育職員免許法の改正により、2019年度の新入生から大きく教職課程のカリキュラムが変更となります。... もっと見る

いいね! コメントする

Facebookでのやりとり

質問と回答をメンバー全員で共有できます。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 31

2. 教職課程事務の学び方 (3) ネットワーク



Wordファイルをはじめとする電子ファイルも共有できます。

小野 勝士さんがファイルをアップロードしました。
7月3日

昨日開催されました京都地区私立大学教職課程研究連絡協議会(京私教協)主催第1回教員免許事務勉強会での私の講演資料です。参考に掲載します。

2016年度第1回京私教協教員免許事務勉強会資料.docx
ドキュメント

ダウンロード 最新版をアップロード

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 32

2. 教職課程事務の学び方 (3) ネットワーク



最近はお知らせが中心です。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 33

2. 教職課程事務の学び方 (4) 勉強会



1. 大学教務実践研究会
教育関係共同利用拠点(質保証を担う中核教職員能力開発拠点)として文部科学省から認定を受けている名古屋大学高等教育研究センターのもとで活動。

「初任者向け講習会」「年次大会」において教職課程事務を扱っている。

2. 京都地区私立大学教職課程研究連絡協議会

「教員免許事務勉強会」を年3回開催。

京都地区で教職課程を有する私立大学の団体主催の勉強会だが、この勉強会については加盟大学以外の大学も参加を可能としている(毎年度、加盟大学以外の大学の参加を可とするか運営委員会で審議した上で決定されている。)

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 34

3. 参考書籍等の紹介(グループ)及び発表



グループ内で紹介しあってください。

私が紹介した冊子等についても補足で説明することがあれば紹介してください。

グループで発表者を1名決めて下さい。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 35

4. 法令改正時の対応(教員の養成の情報の公表を例に)



パブリックコメント

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 36

4. 法令改正時の対応（教員の養成の情報の公表を例に）



パブリックコメント

文部科学省
 食育・報道・お知らせ 政策・審議会 白書・統計・出版物 申請・手続き 文部科学省の紹介 教育

トップ > 申請・手続き > パブリックコメント

パブリックコメント

パブリックコメント・意見募集

行政手続法に基づく意見公募手続（パブリックコメント）による意見募集案件、文部科学省の施策への意見募集案件、及び結果を検索することができます。

- ・ [意見募集案内](#) ※e-Gov（電子政府の総合窓口）へリンクしています。
- ・ [結果一覧](#) ※e-Gov（電子政府の総合窓口）へリンクしています。

4. 法令改正時の対応（教員の養成の情報の公表を例に）



パブリックコメント

電子政府の総合窓口
 e-Gov

法令情報 電子申請 行政手続案内検索 パブリックコメント よくあるご質問

ホーム > パブリックコメント (結果公表案件)

パブリックコメント

- 意見募集中案件
- 意見募集終了案件
- 結果公表案件
- 全ての案件
- パブリックコメント(申請)について
- このページの見方について

パブリックコメント: 結果公表案件一覧

表示切り替え: 意見募集中案件 意見募集終了案件 [結果公表案件](#) 全ての案件

キーワードで絞り込む: 国定教員免許法施行規則

検索条件: ※全てを含む。○はすべてを含む

絞り込み:
 結果の公示日 意見公募時の案の公示日 意見/情報受付締切日 行政手続

案件数: 2件

教育

結果 [【案件番号:185000704】教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の案に関するパブリックコメント\(意見公募手続\)の結果について](#)

結果の公示日	2014年10月01日 <input type="checkbox"/>	意見公募時の案の公示日	2014年07月31日
命令等の公布日	2014年09月26日	意見/情報受付締切日	2014年08月31日
問合せ先 (所管府省・部局名等)	文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室 電話:03-5258-4111(内線2451)		

4. 法令改正時の対応（教員の養成の情報の公表を例に）



パブリックコメント

法定	【案件番号:185000704】教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の案に関するパブリックコメント(意見公募手続)の結果について		
結果の公示日	2014年10月01日	意見公募時の案の公示日	2014年07月31日
命令等の公布日	2014年09月26日	意見/情報受付締切日	2014年08月31日
問合せ先 (所管府省・部局名等)	文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室 電話:03-5258-4111(内線2451)		

4. 法令改正時の対応（教員の養成の情報の公表を例に）



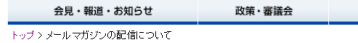
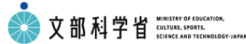
新着情報メールマガジン

リンク集

4. 法令改正時の対応（教員の養成の情報の公表を例に）



新着情報メールマガジン



メールマガジンの配信について

文部科学省では、以下のメールマガジンを発行しております。

- ・新着情報メール
- ・マナビイメールマガジン
- ・初中教育ニュース

4. 法令改正時の対応（教員の養成の情報の公表を例に）



新着情報メールマガジン

文部科学省新着情報メール配信サービス 2018年3月29日（木曜日）

文部科学省 mailmaga@mext.go.jp r.laposta.jp 経由
To m-cno

文部科学省新着情報メール配信サービス

■平成30年3月29日（木曜日）新着情報

【大臣会見】
・林芳正文部科学大臣記者会見録（平成30年3月27日）（会見録掲載）
<http://melmaga.mext.go.jp/09N01VQ00015>

【報道発表】
・平成30年度国立大学法人運営費交付金の重点支援の詳細結果について
<http://melmaga.mext.go.jp/77eE01VQ00015>

・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の再
<http://melmaga.mext.go.jp/13e01VQ00015>

・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の再
<http://melmaga.mext.go.jp/38N01VQ00015>

【審議会情報】
・大学院部会（第83回） 配付資料
<http://melmaga.mext.go.jp/89h01VQ00015>

・法曹養成制度改革連絡協議会（第6回） 議事要旨
<http://melmaga.mext.go.jp/476g01VQ00015>

5. 教員養成政策の動向

～これまでの中教審答申のポイント～



■審議会

大臣や長官から諮問された政策上の課題について調査や審議を行い、最終的に政策提言する組織です。審議会の政策提言には法的拘束力はありませんが、大臣や長官はその内容を参考に政策を決定し、法令の改正や告示などの形で行政に反映することができます。審議会の委員は、該当分野の学術的な専門家や利害関係者から選任されます。（中井俊樹・上西浩司編（2012）『大学の教務Q & A』玉川大学出版部、135頁）

■教員養成部会

教育に関する政策提言は、中央教育審議会で行われています。中央教育審議会には、教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議することを目的とした初等中等教育分科会があります。初等中等教育分科会のもとにあるのが教員養成部会です。審議会の答申で記された提言は法令改正などにつながることも多いため、法令改正の背景を理解したり、今後の教員養成政策を展望するためにも、答申の内容に目を通しておくことは重要です。

5. 教員養成政策の動向

～これまでの中教審答申のポイント～



龍谷大学の教員養成に関する検討経過

2012年8月28日：中教審答申

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」

2012年9月13日：部局長会

中教審「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」にかかる本学教職課程の課題について（報告）
⇒今後の本学における教員養成のあり方について、抜本的改革も含めた検討が必要であり、部局長会のもとに検討委員会を設置することが確認された。

2012年10月25日：部局長会

「今後の教員養成のあり方検討委員会」の設置について（提案）
検討事項：国の教員養成改革に伴う本学の今後の教員養成のあり方について
検討委員会のもとにワーキンググループを設置し検討する。
委員構成：委員長（副学長）、文学部長、教学部長・教職センター長、瀬田教学部長、教職センター主任、教学部事務部長

5. 教員養成政策の動向
～これまでの中教審答申のポイント～



ワーキンググループ

構成員:座長(教学部長・教職センター長、教職センター主任、教職センター副主任、文学部教務主任、文学部哲学科教育学専攻所属教員、学部事務部長、委員長指名のオブザーバー)

2013年4月:部局長会
答申

2015年10月～2016年2月
本学における教員養成のあり方にかかる将来方策の検討
⇒平成27年答申をめぐっての検討

5. 教員養成政策の動向
～これまでの中教審答申のポイント～



平成29年度 教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
テーマ6:教職課程における質保証・向上に係る取組の調査研究事業
テーマの趣旨<抜粋>

現在、教職課程の質保証・向上に関する全国的な措置として、①課程認定における審査、②課程認定後の中央教育審議会委員による実地視察、③教職課程の情報公表等が法定化されているが、①課程認定については認定を受けた後は法改正や学科等の改組がない限り再度認定を受ける仕組みにはなっておらず、②実地視察については視察できる大学数に限りがあり、③情報公表については法定化されてもなくその実施状況が十分に確認できていない等の課題がある。

また、各大学の努力により教職課程の質の保証・向上に向けた取組が行われているところであるが、その取組は多様であり、有効な取組が他の大学に広がりにくい状況である。その一方で、教育職員免許法や教職課程認定基準等に違反した状態が実地視察等で指摘される事態も生じている状況である。

このような現状と課題を踏まえて、教職課程の質の継続的な維持・向上のために、まずは各大学自らが責任を持ち、教職課程の質の維持・向上に努められるような環境を整備することが必要である。本調査研究は、将来的な教職課程の分野別評価の実施の検討に資するよう、その前段階として、全国的な教職課程の質保証の取組の状況を把握するとともに、効果的な取組の普及を行うことを目的とするものである。

5. 教員養成政策の動向
～これまでの中教審答申のポイント～



中央教育審議会答申(H27.12.21)の提言内容

1. 全学的に教職課程を統括する組織の設置
2. 教職課程の自己点検・評価の実施
3. 教職課程担当教員(教科に関する科目の担当教員も含む)のFDの実施
4. 実務家教員の確保・育成の取組
5. 「教科に関する科目」と「教職に関する科目(教科の指導法)」の教員の連携

5. 教員養成政策の動向
～これまでの中教審答申のポイント～



調査研究内容

教職課程を有する全ての大学における、(1)①教職課程の質保証の取組や②情報公表の状況を調査し、(2)特に効果的な取組みを行っている事例を収集・分析し、これらを取りまとめる。

具体的には、

(1)①教職課程の質保証の取組として、中央教育審議会答申(H27.12.21)で提言された、

- ・全学的に教職課程を統括する組織の設置状況
 - ・教職課程の自己点検・評価の実施状況
 - ・教職課程担当教員(教科に関する科目の担当教員も含む)のFDの実施状況
 - ・実務家教員の確保・育成の取組
 - ・「教科に関する科目」と「教職に関する科目(教科の指導法)」の教員の連携の状況
 - ・教科の内容と指導法を融合させた授業の実施状況
- ②<省略>
等を調査すること。

5. 教員養成政策の動向

～これまでの中教審答申のポイント～



平成30年度 教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

テーマ7: 教職課程の質の保証・向上を図る取組の推進

テーマの趣旨<抜粋>

平成29年度の本事業による「教職課程における質保証・向上に係る取組の調査研究報告書」(公益財団法人大学基準協会高等教育の在り方研究会、平成30年3月)によれば、**多くの大学で内部質保証のための取組が行われている**。また、第三者評価については、国立大学法人東京学芸大学では、学士課程における教員養成教育の評価システム(「日本型教員養成教育ア krediyteshon・システム」)を開発し、評価活動が行われているところである。こうした先行する取組の成果を活用しつつ、さらに促進、充実していくことが必要である。

調査研究内容<抜粋>

(1) 教職課程の自己点検・評価の在り方の検討

・上記のような先行する教員養成教育の評価システムの成果も踏まえつつ、各大学がその特性に応じて活用できるような教職課程に係る自己点検・評価の観点、手法及び**教職課程に携わる教職員のFD・SD**等について検討を行うこと

(2) 教職課程の第三者評価の在り方の検討

・教職課程を置く大学の多様な規模や設置形態等に留意しつつ、教職課程に係る第三者評価の観点、手法、実施組織及び**評価者・被評価者へのFD・SD**等の在り方について検討を行うこと

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 49

6. 専門的知識を有する業務への取り組み方



学び続けることができる

1. 法律学を学ぶ

教職課程事務においては教育職員免許法・同法施行規則の理解が中心となるが、前提として法律学の知識があると理解が深まる。

2. 業務時間外で研鑽することを苦にしない

- ・勤務時間外では仕事のことは考えないという方にはしんどい。
- ・各種勉強会に業務でなくても参加するという熱意

3. 後任者をフォローし続ける

後任者や主管部署の顔をつぶさない形での異動後の支援をする。

知識蓄積重視で制度には詳しいけれども、単に原則を言うだけで話が前に進まないということにならないように気をつけなければならない。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 50